# (仮称)川崎片平霊園建設に係る条例環境影響評価審査書の公告について(お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者 川崎市宮前区神木本町4丁目15番20号 宗教法人 長尾寺 代表役員 遠藤 清門
- 2 指定開発行為の名称及び所在地 (仮称)川崎片平霊園建設 川崎市麻生区片平字金井原1515-1他19筆
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日 平成24年2月29日(水)
- 4 問合せ先

名 称:株式会社 太平洋福祉

担当:西岡・宇佐美

所在地:東京都渋谷区東3丁目14-16

電 話:03-6427-5471

(川崎市環境局環境評価室担当) 電話 044-200-2156

## (仮称) 川崎片平霊園建設に係る条例環境影響評価審査書 平成24年2月 川 崎 市

(仮称) 川崎片平霊園建設(以下「指定開発行為」という。)は、宗教法人 長尾寺(以下「指定開発行為者」という。)が、麻生区片平字金井原 1515-1 外 19 筆の農地造成地及び樹林地、約 2.3 ヘクタールの区域において、墓地 2,372 区画と管理施設 1 棟(地上 2 階建て)の霊園を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成23年10月24日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)は、これらの 結果を踏まえ、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

#### 1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称:宗教法人 長尾寺

代表者:代表役員 遠藤 清門

所在地:川崎市宮前区神木本町4丁目15番20号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称:(仮称)川崎片平霊園建設

種 類:都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) (川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置:川崎市麻生区片平字金井原 1515-1 外 19 筆

区域面積:約23,486.7 m<sup>2</sup>(市街化調整区域)

(4) 計画の概要

ア目的

霊園の建設

## イ 土地利用計画

土地利用区分	面積		割合	備考
墓地区画用地	4, 038. 0	$\mathrm{m}^2$	17. 2%	2,372 区画
管理施設用地	426. 7	$\mathrm{m}^2$	1.8%	
管理用通路	1, 980. 1	$m^2$	8.4%	
歩行者専用通路	272. 4	$m^2$	1. 2%	
道路(歩道)	161.5	$m^2$	0.7%	
墓地参道	4, 203. 0	$m^2$	17. 9%	
駐車場	1, 485. 3	$\mathrm{m}^2$	6. 3%	81 台
便所	55. 6	$\mathrm{m}^2$	0.3%	
雨水調整池	503. 7	$m^2$	2. 1%	
芝生広場	359. 6	$m^2$	1. 5%	
新設緑地	3, 897. 2	$m^2$	16.6%	
新設法面緑地	1, 126. 3	$m^2$	4.8%	
保全緑地	1, 499. 1	$m^2$	6. 4%	
既存法面緑地	3, 478. 2	$m^2$	14.8%	
合計 (開発区域)	23, 486. 7	$m^2$	100.0%	

## ウ 墓地種類、区画数及び規模

墓地の種類	区画数	区画寸法	区画規模(m³)
普通墓地A	34	$3.0 \text{m} \times 3.0 \text{m}$	9.00 $m^2$
普通墓地B	78	$2.0m \times 2.0m$	4. 00 $m^2$
普通墓地C	282	$1.2\text{m}\times1.5\text{m}$	$1.80 \text{ m}^2$
普通墓地D	432	$1.2\text{m}\times1.2\text{m}$	1. 44 $m^2$
普通墓地E	657	$1.0 \text{m} \times 1.0 \text{m}$	$1.00 \text{ m}^2$
普通墓地F	139	$1.5 \mathrm{m} \times 1.5 \mathrm{m}$	$2.25 \text{ m}^2$
普通墓地G	139	$0.8 \mathrm{m} \times 0.8 \mathrm{m}$	$0.64  \mathrm{m}^2$
普通墓地H	176	$0.9 \mathrm{m} \times 0.9 \mathrm{m}$	$0.81  \mathrm{m}^2$
芝生墓地A	306	$1.6\mathrm{m} \times 1.75\mathrm{m}$	$2.80 \text{ m}^2$
芝生墓地B	129	$1.2\text{m}\times1.5\text{m}$	$1.80 \text{ m}^2$
合計	2, 372	_	_

# エ 管理施設の建築計画

区 分	内容
区域面積	23, 486. 7 m <sup>2</sup>
建築面積	123.0 $m^2$
構造	木造
階数	地上2階建て
建築物の高さ	6.9 m
延べ面積	200.4 m <sup>2</sup>

## 才 緑化計画

緑化面積:5904.9 m²	区域面積:23,486.7 m <sup>2</sup>	緑被率:25.1 %
----------------	------------------------------	------------

#### 2 審査結果及び内容

#### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、墓地 2,372 区画と管理施設 1 棟(地上 2 階建て)の霊園を建設する事業であり、工事中における大気質、水象、地形・地質等、計画地周辺の生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書等に記載した環境保全のための措置に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について周知を図ること。

#### (2) 個別事項

#### ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素 (日平均値の年間 98%値) が 0.045 ppm、浮遊粒子状物質 (日平均値の2%除外値) が 0.062 mg/m³で、いずれも環境基準 (二酸化窒素: 0.04ppm~0.06 ppm のゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質: 0.10 mg/m³以下) を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度 (1時間値)の最大値は、二酸化窒素が 0.198 ppm で、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値 (0.1ppm~0.2ppm) の範囲内にあり、浮遊粒子状物質は 0.050 mg/m³で、環境基準 (0.20 mg/m³以下) を満足すると予測している。さらに、施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼動を回避するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地周辺には特に配慮が望まれる保育施設等が存在し、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、また、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が短期曝露の指針値の上限値に近いことから、環境への負荷の低減を図るため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### イ 水象(水量・流量・流出量)

本計画の実施に伴い工事中の雨水流出量は 0.352 ㎡/秒で、現況に対する変化量は 0.015 ㎡/秒の増加と予測している。これに対して、降雨時の雨水の流出を防止するため、仮側溝の設置、既存側溝の活用及び仮沈砂池の設置などの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

また、供用時の雨水流出量は 0. 474 ㎡/秒で、現況に対する変化量は 0. 137 ㎡/秒の増加となるが、雨水流出抑制施設技術指針に基づき適切 な規模の雨水調整池を設置することで、土地改変を行う区域からの雨水流出量を許容放流量以下に抑制して放流することから、雨水流出量の変化は小さいものと予測している。さらに、雨水の地下浸透のため、可能な限り緑地の保全に努めるとともに、雨水調整池までの排水路を 適宜清掃するなどの環境保全のための措置を講ずることから、生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地は北東方向に向かって標高が約 40m低くなる 斜面地であることから、雨水流出による影響を低減するため、条例準 備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### ウ 地形・地質(斜面安定)

本計画の実施に伴う斜面の安定性については、盛土法面の安全率において常時が1.56~2.47、大地震時が1.01~1.48 で必要な安全率(常時:1.5以上、大地震時:1.0以上)を満足すると予測している。さらに、表層侵食及び表層崩壊に十分注意し、特に雨季時の安全対策に留意して、状況に応じて盛土法面に養生シート等による表面対策や法面保護策を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしているが、造成計画及び工事に際しては、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、市関係部署と協議すること。

#### エ 緑 (緑の質、緑の量)

#### (ア) 緑の質

本計画における主要な植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は約 472.7 ㎡と予測している。さらに、食餌木や花木や紅葉の美しい樹木など季節を感じさせる樹種を選定するなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽にあたっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

#### (イ) 緑の量

本計画における緑被率は25.1%で、地域別環境保全水準(25.0%)を上回り、植栽本数は「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を上回ると予測している。さらに、法面に吹付等の緑化を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の現状を活かし、かつ、緑の回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木等については、 適正な管理及び育成に努めること。

#### オ 騒音・振動・低周波音(騒音、振動)

#### (7) 騒 音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、計画地東側の敷地境界付近において81.8 デシベルで、環境保全目標(85 デシベル以下)を満足すると予測し、さらに、低騒音型建設機械を使用するとともに、施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、特に配慮が望まれる保育施設等が存在し、計画地 及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記 載した環境保全のための措置をさらに徹底するとともに、工事工程、 作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住 民等への周知を図ること。

#### (イ) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、計画地東側の敷地 境界において 61.9 デシベルで、環境保全目標 (75 デシベル以下)を 満足すると予測し、さらに、施工計画を十分に検討し、建設機械の 集中稼働を回避するなどの環境保全のための措置を講ずることから、 周辺地域における生活環境の保全に著しい支障は生じないとしてい る。

しかしながら、特に配慮が望まれる保育施設等が存在し、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

#### 力 廃棄物等 (産業廃棄物、建設発生土)

#### (ア) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、コンクリートがら約 63.4 トン、木くず約 0.9 トン、廃プラスチック類約 0.9 トン、合計約 65.2 トンで、このうちコンクリートがら約 63.4 トンを再資源化すると予測し、これらについては、許可を得た産業廃棄物処理業者に収集・運搬・処分を委託することにより、適正に処理するとしている。 さらに、産業廃棄物の搬出運搬時は、荷崩れや飛散等が生じないよう荷台カバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域への生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、産業廃棄物の具体的な再資源化の方法については、その実施内容を市に報告すること。

#### (イ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約10,330 ㎡と予測し、そのうち約9,670 ㎡は、計画地内で埋戻し土として利用し、残り約660 ㎡は場

外へ搬出するとし、再利用が困難な場合については「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」等に基づき、許可を得た処分地に搬出し、適正に処理すると予測している。さらに、建設発生土の搬出に際し、荷崩れや土砂の飛散が生じないように荷台カバー等を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、 再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告する こと。

#### キ景観

本計画の実施により、墓地 2,372 区画と管理施設 1 棟等が出現するが、管理施設は、周辺の低層住宅等と同程度の規模であり、また、霊園の外周には最低幅 5 mの緑地帯を設け修景することから、現況の地域景観の特性に大きな変化はなく、代表的な眺望地点からの眺望についても周辺の緑と調和した景観を形成すると予測している。

さらに、園内の管理通路沿いなどに可能な限り緑地を確保し植栽を施すなどの環境保全のための措置を講ずることから周辺環境との調和が保たれているとしているが、特に霊園外周の緑地帯は周辺環境との調和が求められることから、市関係部署と協議すること。

#### (3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について、市に報告すること。

#### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成23年10月24日 指定開発行為実施届及び条例準備書の受理

10月31日 条例準備書公告、縦覧開始

12月14日 条例準備書縦覧終了、意見書の締切り

意見書の提出 1名、1通

平成24年 1月17日 条例見解書の受理

1月24日 条例見解書公告、縦覧開始

2月22日 条例見解書縦覧終了

2月29日 条例審査書公告、指定開発行為者あて送付